

鎌倉市商店街共同施設設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商店街の振興を図るため、商店街団体等が設置する共同施設に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、鎌倉市商店街連合会及び鎌倉市商店街連合会に加盟している商店街団体とする。

(補助の対象)

第3条 補助金交付の対象は、別表左欄に掲げる施設の設置、建替、改修、修繕、点検及び撤去事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 同一規格による街路灯にあつては、改修の中に水銀灯、白熱灯等をLED照明灯に変更する工事を含むものとする。
- 3 空地又は空き店舗を活用して買い物客のために設置する施設（駐車場、多目的ホール・イベント広場、休憩所・ポケットパーク、公衆トイレ、共同店舗・アンテナショップ、荷捌き所・手荷物預かり所及び買い物客等のコミュニティ形成に資する施設）にあつては、施設の設置に要する経費のほか、空地又は空き店舗の賃料等（共益費は含み、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。）を補助金交付の対象とすることができる。
- 4 前項の賃料等については、単独で申請するほか、施設の設置に要する経費と合わせて、各々の補助限度額の範囲において申請できるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設については補助金交付の対象としない。
 - (1) 補助事業（街路灯の点検を除く。）の総額が15万円未満の施設
 - (2) 国又は地方公共団体等からの補償費で建替又は移設する施設
 - (3) 奢侈・遊興に関する施設
 - (4) 貨物運搬用以外の車両
 - (5) 別に本市から補助を受ける施設
 - (6) 本市の行政区域外に設置する施設
 - (7) 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に抵触する施設

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費から次の各号に掲げる経費を差し引いた額の2分の1以内とし、施設の種類に応じ別表右欄に掲げる額を限度額とする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 土地の購入に要する経費
- (2) 各種許認可の申請に要する経費
- (3) 建物等を購入する際の権利金、移転補償費その他これらに類するもの
- (4) 消耗品費その他通常の維持管理に要する経費

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、鎌倉市商店街共同施設設置費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類のうち関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計画図(位置図、設計図、配置図等)、カタログ及び仕様書(撤去の場合は不要)
- (3) 工事着手前の写真
- (4) 収支予算書及び見積書(見積内訳書)の写し
- (5) 許可書等(道路占用許可書、建築確認通知書等)の写し
- (6) 土地及び建物の権利関係を証する書類(共同施設を設置しようとする土地等の所有権又は貸借関係等を証するもの)
- (7) 対象団体が補助事業の実施を議決した総会等の議事録の写し
- (8) 定款又は規約など
- (9) 空地又は空き店舗を活用して買い物客のために設置する施設の賃料等を補助金交付の対象とする場合にあつては、賃貸借契約に係る契約書の写し及びそれに付随する書類一式
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業年度の翌年度以降分の賃料等にあつては、当該年度分の賃料等の総額を補助対象経費として、毎年度4月末日までに申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、鎌倉市商店街共同施設設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)

により当該申請者に通知する。

（事業計画変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容に変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合には、速やかに鎌倉市商店街共同施設設置費補助金変更・中止申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定変更通知）

第8条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、その適否を決定して、鎌倉市商店街共同施設設置費補助金変更等承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金交付決定を受けた申請者が補助事業を完了したときは、鎌倉市商店街共同施設設置費補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- （1） 収支精算書及び領収書の写し等
- （2） 補助事業の実施内容を証する書類（契約書、請求書、施設を稼働したことが分かる書類等）の写し。ただし、前号の収支精算書及び領収書の写し等により、補助事業の実施内容が証されるときは、これを省略することができる。
- （3） 完成図。ただし、第5条第2号の事業計画図と同一のときは、これを省略することができる。
- （4） 施工写真及び工事完成写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助金額を確定し、当該補助事業者に対し、速やかに鎌倉市商店街共同施設設置費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により通知するとともに補助金を交付する。

（財産の管理及び処分）

第11条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年4月26日経済産業省告示第64号）に規定する処分制限期間内は、市長の承認なしに取得財産等を他の用途に使用し、譲渡し、貸し付け、交換し、又は担保に供することができない。

（書類の整備及び保管）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から前条第3項の処分制限期間（10年を限度とする。）が満了するまで保管しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるところによる。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（街路灯LED化促進に係る補助率の特例）

- 2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に街路灯の改修（水銀灯、白熱灯等をLED照明灯に変更するものに限る。）を行った商店街団体に対する補助金の算定については、第4条第1項中「3分の1以内」とあるのは、「2分の1以内」とする。

- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 4 この要綱の施行日に、鎌倉市商店街空き店舗等活用事業費補助金交付要綱を廃止する。

- 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条）

共同施設	補助限度額
(1) 同一規格による街路灯	700 万円（1 基当たりの補助限度額は、新設又は建替 25 万円、改修又は修繕 15 万円、点検 3 万円とする。なお、撤去に係る 1 基当たりの限度額は設定しない。）
(2) 同一規格によるアーチ並びに機械器具、備品及び貨物運搬用車両	700 万円
(3) 同一規格によるアーケード及びカラー舗装	1,000 万円
(4) 建物、シンボルタワー、モールその他の構築物又は構造物	1,500 万円
(5) 空地又は空き店舗を活用して買い物客のために設置する施設（駐車場、多目的ホール・イベント広場、休憩所・ポケットパーク、公衆トイレ、共同店舗・アンテナショップ、荷捌き所・手荷物預かり所及び買い物客等のコミュニティ形成に資する施設）	1,500 万円（施設の設置に要する経費）
	25 万円（施設の 1 か月分の賃料等。ただし、施設を稼働した日の属する月の翌月から起算して 36 か月以内を限度とする。）
(6) その他市長が適当と認める共同施設	1,500 万円